山口市優良建設工事業者表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市(上下水道局を含む。)が発注した建設工事(以下「工事」という。)を優秀な成績をもって施工した者を表彰することにより、 適正な工事の施工と技術の向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び選考対象)

- 第2条 表彰は、優良建設工事業者表彰とし、工事を優秀な成績で施工した受注 者を対象とする。
- 2 選考の対象となる者は、本店又は支店若しくは支店に準ずるものを山口市内に有し、山口市(上下水道局を含む。)が発注した工事を施工した受注者のうち、表彰年度の前年度(以下「表彰対象年度」という。)に完成した土木系工事、建築一式工事に係る営繕系工事又は建築一式工事以外の営繕系工事のそれぞれについて、当初請負金額が1,000万円以上の複数の工事(以下「対象工事」という。)に係る工事成績評定点が優秀な者であって、次の要件を全て満たす者とする。
 - (1) 表彰対象年度において、施工した全ての業種の工事成績評定点がそれぞれ の工事について72点以上であること。
 - (2) 表彰対象年度以降に、建設業法に基づく監督処分及び山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- 3 前項に定める者のうち、土木系工事については、対象工事の工事成績評定点 の平均点の高い者から5者を選考対象とする。営繕系工事については、建築一 式工事の対象工事の工事成績評定点の平均点の高い者から2者を選考対象とし、 建築一式工事以外の対象工事の工事成績評定点の平均点の高い者から3者を選 考対象とする。
- 4 前項において、対象工事の工事成績評定点の平均点が同一の場合は、対象工事の受注件数の多い者を選考対象とし、対象工事の受注件数が同数の場合は、対象工事の当初請負金額の合計額の高い者を選考対象とするものとする。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、市長が毎年1回行うものとし、被表彰者には表彰状を贈呈する。

(審査委員会)

第4条 第2条に定める表彰の審査を行うため、山口市優良建設工事業者表彰審 査委員会(以下「審査委員会」という。)を置くものとし、委員長及び委員に より構成する。

- 2 委員長は、山口市入札制度等検討委員会設置要綱第3条に規定する会長と し、委員は同条に規定する副会長及び委員並びに上下水道局副局長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会の会議の議長となる。

(会議)

- 第5条 審査委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のとき は委員長の決するところによる。

(推薦の手続)

第6条 契約監理課長は、第2条の規定に基づき表彰に値すると認められるもの があるときは、山口市優良建設工事業者報告書(様式第1号)を審査委員会に 提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、審査委員会の審査結果に基づき市長が決定するものとする。

(被表彰者の公表)

第8条 被表彰者については、山口市公式ウェブサイトで公表するものとする。

(表彰の決定の取消し)

- 第9条 表彰決定の日から表彰日までの間に、次の各号のいずれかに該当すると きは、表彰の決定を取り消すものとする。
 - (1) 被表彰者が施工した工事に受注者の責めに帰すべき事由による契約不適合 が判明した場合
 - (2) 被表彰者が建設業法に基づく監督処分を受けた場合
 - (3) 被表彰者が山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づき指名 停止を受けた場合
 - (4) その他被表彰者として不適当と認められる行為があった場合

(優良業者への優遇措置)

- 第10条 市長は、第2条第2項に定める者のうち、対象工事の工事成績評定点の平均点74点以上の者を優良業者とし、翌年度(以下「優先指名期間」という。)の市長が指定する指名競争入札の指名参加について、優良業者を優先的に選定することができる。
- 2 指名競争入札の発注において、前項の優良業者(次に掲げる者を除く。)の 全てを指名する場合は、山口市契約審査会設置要綱の審査会の審査を要しない ものとする。
 - (1) 発注する工事の業種について山口市競争入札参加資格審査事務処理要領に

定める有資格業者でない者

(2) 次条の規定により優遇措置が終了した者

(優遇措置の終了)

- 第11条 優先指名期間に、次の各号のいずれかに該当するときは、優遇措置は 終了するものとする。
 - (1) 優良業者が施工した工事に受注者の責めに帰すべき事由による契約不適合 が判明した場合
 - (2) 優良業者が建設業法に基づく監督処分を受けた場合
 - (3) 優良業者が山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づき指名 停止を受けた場合
 - (4) その他優良業者として不適当と認められる行為があった場合

(庶務)

第12条 審査委員会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(補則)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行し、平成23年度に完成した工事から適用する。

(山口市優良建設工事表彰要領の廃止)

2 山口市優良建設工事表彰要領は廃止する。

(平成26年の改正附則は、省略する。)

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

山口市優良建設工事業者報告書

契約監理課長

エ	事	区	分	土木系	営繕系	(建築一式)	営繕系(建築-	一式以外)					
受	注	者	名										
代	3	表											
所	₹:	É	地										
対	-	工事番号		工	事	名	請負金額	工事成績 評 定 点					
象													
工事													
0													
工事													
成													
績													
評定													
点													
		工事成績評定点平均点											
								I					
	次(次の事項に該当はない。											
参	1) 3	①表彰対象年度のすべての業種における工事成績評定点72点未満の工事											
<u> </u>	23	②建設業法に基づく監督処分											
考	③山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止												

А 3 ヨコ

山口市長 日	研さんに努められるよう期待します	とともに今後ともなお一層技術の	ました その功績をたたえ表彰します	他の模範となる公共工事を完成され	貴社は優れた技術と熱意をもって	様	表彰状
--------	------------------	-----------------	-------------------	------------------	-----------------	---	-----